

○ 石川県警察機動隊の運営に関する訓令

〔 令和元年12月27日 〕
〔 石川県警察本部訓令第11号 〕

(概要)

石川県警察の組織等に関する規則（昭和41年石川県公安委員会規則第4号）第35条に規定する石川県警察機動隊に関し、

- 任務
- 編成
- 勤務

のほか、その運営に必要な事項を定めるものである。